

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇規則 鳥取県会計規則の一部を改正
- ◇訓令 鳥取県甲類附属機関等の長に対する一般的
共通専決事項について
- ◇告示 保険医の指定
保険医の異動
保険医の指定取消
完全給食の実施承認
公有水面埋立期限について
建設業者の登録まつ消
計量器定期検査の実施
- ◇教委告示 定例教育委員会の開催
- ◇公告 昭和二十八年年度二級建築士試験公告
- ◇正誤 昭和二十八年四月十七日鳥取県告示第百六十四号中訂正

規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則
昭和二十八年五月一日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
鳥取県規則第二十六号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則
鳥取県会計規則（昭和二十五年六月鳥取県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。
第十四章 支払通知の認証を次のように改める。
第十四章 削除
第二百五十条から第二百五十二条までを次のように改める。
第二百五十条から第二百五十二条まで削除
第二百五十三条中「支払通知認証員」を削る。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓令

鳥取県訓令第六号

本庁内部部局の長
甲類附属機関の長
地方機関の長

鳥取県甲類附属機関及び地方機関の長に対する一般的共通専決事項は、別に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

昭和二十八年五月一日

鳥取県知事 西尾愛治

- 一部下に属する分場（支所）長、係長、主任等を命ずること。但し、地方事務所の支所長及び係長並びに県税事務所の係長を除く。
- 職員（長を含む。）の県内出張を命令すること
- 職員の出張の復命を受けること
- 職員（長を含む。）に休暇を与えること
- 職員（長を含む。）の超過勤務及び休日勤務を命令すること

告示

鳥取県告示第九十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十八年五月一日

鳥取県知事 西尾愛治

診療科名	診療名称	住	氏名	指定年月日
内、小児	眼、耳鼻咽喉科	東伯郡長瀬村大字田後	菅田 誠介	昭和二十八年三月一日

齒科	宮地齒科	西伯郡淀江町七七九	宮地 和光	
内、外、小児科	内、中診療所	八頭郡国中村大字久能寺	松本 淳子	昭和二十八年三月十二日

鳥取県告示第九十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法

（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十八年五月一日

鳥取県知事 西尾愛治

診療科名称	診療所		氏名	異動事由	異動年月日
	新	旧			

内科	村崎市新丸	西伯郡大和村字佐陀	中村脩	転出	昭和二十八年三月一日
----	-------	-----------	-----	----	------------

齒科	荒金齒科	日野郡日野上村字生山一五〇	住所 荒金 和夫	変更	一月一日
齒科	谷口齒科	八頭郡河原町河原三五	鳥取市立川町五丁目	谷口 宥三	三月十五日

鳥取県告示第九十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医の指定を次のとおり取り消した。

昭和二十八年五月一日

鳥取県知事 西尾愛治

診療科名称	診療所	氏名	取消事由	取消年月日
内科	安陪医院	八頭郡河原町 安陪幸人	死亡	昭和二十八年三月八日

鳥取県告示第九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く完全給食の実施を次のとおり承認した。

昭和二十八年五月一日

鳥取県知事 西尾愛治

施設名称	所在地	対称	承認年月日	承認番号
鳥取県厚生農業協同組合連合会	日野郡根雨町根雨	全部	昭和二十八年三月一日	食第 七三〇号

鳥取県告示第九十七号
公有水面埋立竣功期限伸長について次のように承認した。

昭和二十八年五月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

- 一 埋立の区域 西伯郡外江町及び渡村地先中海 公有水面
- 一 埋立面積 五十七町歩
- 一 竣功伸長期限 昭和三十年三月三十一日
- 一 申請者 岡山市石関町八〇

岡山農地事務局長 山本 廉

鳥取県告示第九十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。

昭和二十八年五月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	登録まつ、消年月日
------	-----	--------	------------	-------	-----------

鳥取県知事登録(ろ)第九十二号	昭和二十六年十月十九日	沢田組	鳥取市西品治町五七七	沢田 松次郎	昭和二十八年三月二十七日
-----------------	-------------	-----	------------	--------	--------------

〃(ろ)第一六二二号	昭和二十七年六月十日	池内組	鳥取市丹後片原町四四ノ二	池内 融	昭和二十八年四月十日
------------	------------	-----	--------------	------	------------

鳥取県告示第二百号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十三条の規定により西伯郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和二十八年五月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

検査期日	検査区域	検査場所
五月 六日	西伯郡 逢坂村	逢坂村特設計量器検査場
〃 七日	〃 光徳村	光徳村

〃 八日	〃	御來屋町 御來屋町
〃 九日	〃	名和村 名和村
〃 十一日	〃	庄内村 庄内村
〃 十二日	〃	所子村 所子村
〃 十三日	〃	高麗村 高麗村
〃 十四日	〃	大山村 大山村
〃 十五日	〃	淀江町 淀江町
〃 十六日	〃	宇田川村 宇田川村
〃 十八日	〃	大和村 大和村
〃 十九日	〃	日吉津村 日吉津村
〃 二十日	〃	巖 村 巖 村
〃 二十一日	〃	大高村 大高村
〃 二十二日	〃	春日村 春日村
〃 二十三日	〃	栗 村 栗 村

検査時間は午前九時から午後三時までとする。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

定例教育委員会を次のとおり開催する。

昭和二十八年五月一日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

記

- 一 日時 昭和二十八年五月七日 午前十一時
 - 一 場所 教育委員会々議室
 - 一 議題 教員人事について
- その他

公 告

昭和二十八年度二級建築士試験公告

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定による昭和二十八年年度二級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和二十八年五月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第一 受験資格

昭和二十八年六月二十七日までに次の各号の一に該当す

る者

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による
 大学旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による
 大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）
 による専門学校において、正規の建築に関する課程を
 修めて卒業した者又はこれらの学校において正規の土
 木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一
 年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和
 十八年勅令第三百十六号）による中学校において正規
 の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建
 築に関して三年以上の実務の経験を有する者

三 知事が前各号に規定する者と同等以上の知識及び技
 能を有すると認めたる者

四 建築に関して七年以上の実務の経験を有する者
 なお外国の建築又は土木に関する学校を卒業した者及
 び建築又は土木に関する講習を聴講した者並びに木材
 工芸その他建築及び土木以外の課程を修めた者等につ

ては二級建築士試験受験資格認定基準（昭和二十六
 年十月鳥取県告示第四百九十五号）によつて別個に審
 査され受験資格を認められることがあります。

第二 申込手続

一 申込期日

昭和二十八年五月十一日から同年五月三十日まで
 （申込書を郵送の場合はこの期間内の消印のあるもの
 に限ります。）

二 申込の方法

(1) 申込関係用紙の請求先

土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各土木
 出張所（以下「土木出張所」という。）（郵送で請
 求する場合は表に【二級建築士試験申込用紙請求】
 と朱書し、所要の郵便切手をはつた宛先明記の返信
 封筒を必ず同封して下さい。）

(2) 申込書類の提出

受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は土
 木出張所に提出して下さい。

(イ) 実務経歴書

(ロ) 受験票

(ハ) 証明書その他の書類

受験資格があることを証明する書類（これらの書
 類が得られない場合にはこれらに代る書類）又は
 建築士法第十二条第一号、第二号に掲げるものと
 同等以上の知識及び技能を有することの認定資料
 となるべき書類等

(ニ) 写真（受験票に添付するもの）

申込前六箇月以内に脱帽し正面から上半身を写し
 た写真で縦五・五センチメートル横四センチメー
 トルのもの

(3) 受付

県建築課及び土木出張所で受付けたときは受験番号
 と係員の印を押した受験票を渡します。

第三 試験期日、場所、携行品及び合格の通知等

一 試験の期日及び時間割

第一日 六月二十七日（土曜日）

午前 建築計画

午後 建築施工、建築法規

第二日 六月二十八日（日曜日）

午前 建築構造

午後 建築設計製図

備考 昭和二十六年二級建築士試験又は昭和二十七年
 二級建築士試験に三科目又は四科目に合格点を得てそ
 の科目の試験の免除を受ける者は、残りの科目の試験
 だけを受けて下さい。

二 試験の場所

鳥取市立川町五丁目

鳥取県立鳥取高等学校（元県立工業学校）

三 携行品

(1) 受験票（写真を添付したもの）

(2) 鉛筆、小刀、消ゴム、二〇センチメートル—三

〇センチメートルの物指

(3) 畫食

四 合格の通知及び発表

試験に合格した者には、本人に通知するとともに、県建築課において公告し試験科目のうち三科目又は四科目に合格点を得た者にはその旨本人に通知します。発表の期日は昭和二十八年八月上旬の予定です。

注意

- (1) 申込後住所、勤務先等を変更したときは直ちに県建築課へ連絡して下さい。
- (2) 詳細については、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)同法施行令(昭和二十五年政令第二百一十号)同法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)を参照の上不明の点は県建築課又は土木出張所に問い合せて下さい。(通信による場合は所要の郵便切手をはつた宛先明記の封筒又は葉書を同封のこ

正 誤

昭和二十八年四月十七日鳥取県告示第百六十四号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁	行	段	誤	正
三	八	五	四八六第二	四八六ノ第二
五	一	八	、〇〇〇五、	、〇〇〇五
七	一	三	五、三八一	一、三八一ノ一
七	一	四	五、三八ノ二	一、三八二ノ二
一	一	二	八、〇二〇〇	〇〇二〇
一	一	四	四	ダ
一	五	一	四 上菅谷	上菅谷
一	五	一	七 一、二九一〇	一、二九〇〇
一	五	一	四 下菅谷	下菅谷
一	七	一	八 一、二八〇〇	一、二〇〇〇

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取者鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取